

令和3年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）
を充てた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税および地方消費税が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障に必要な経費に充てるものとされています。

女川町における令和3年度に交付された社会保障財源化分の地方消費税交付金の用途については、以下のとおりです。

< 歳入 >

地方消費税交付金（社会保障財源分） 83,940千円

< 歳出 >

上記交付金が充てられた社会保障施策に要する経費 1,817,483千円

（ 内 訳 ）

（単位：千円）

区分	費目	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉費	346,103	182,590	0	4,798	10,409	148,306
	老人福祉費	142,615	315	0	3,357	9,149	129,794
	児童福祉費	483,883	160,092	0	18,484	20,062	285,245
社会保険	国民健康保険 特別会計繰出金	85,385	33,300	0	0	3,442	48,643
	後期高齢者医療 特別会計繰出金	27,090	18,501	0	0	587	8,002
	介護保険 特別会計繰出金	135,648	8,435	0	0	8,394	118,819
衛生健	保健衛生費	596,759	58,385	0	53,580	31,897	452,897
合計		1,817,483	461,618	0	80,219	83,940	1,191,706

※地方消費税交付金（社会保障財源分）については、一般財源の比率により按分しています。